

各指定給水装置工事事業者様

坂戸、鶴ヶ島水道企業団
企業長 齊藤芳久
(公印省略)

事務連絡について（通知）

日頃より、坂戸市及び鶴ヶ島市管内における水道行政の推進にご理解、ご協力賜りありがとうございます。

標記の件につきまして、下記のとおり通知いたします。

記

1 水道利用加入金の消費税及び地方消費税率の変更について

令和元年10月1日より消費税及び地方消費税率が8%から10%に変更されます。これに伴い、水道利用加入金においても、令和元年10月1日申請受付分から10%の消費税率が適用されます。9月下旬に申請されますと、申請内容に不備があった場合、9月30日までに受付できないことも考えられますので、ご注意ください。

2 指定給水装置工事事業者制度の指定更新制導入について

水道法の一部改正に伴い、令和元年10月1日より指定の更新制が導入されることとなります。本件につきましては、令和元年9月下旬から10月上旬頃に改めて通知する予定です（保管庫及びホームページ掲載）。

なお、本改正とともに、坂戸、鶴ヶ島水道企業団水道事業給水条例についても一部改正が施行されますが、当該改正により令和元年10月1日から新規指定手数料については10,000円に改定（現行20,000円）され、新たに更新手数料10,000円が制定されます。新規及び更新に係る手数料の額については、水道事業者ごとに異なるため、ご注意ください。

3 止水栓からメーターまでの管延長が10m以上の場合の水圧検査について

令和元年10月1日のしゅん工検査から、一般住宅において、止水栓からメーターまでの管延長が10m以上の場合（分水工事は止水栓先が10m以上の場合は、しゅん工検査時に水圧検査（0.75Mpa 10分間、坂戸、鶴ヶ島水道企業団給水装置施工基準（施工編）67頁参照）を実施します。当面の間は、検査前日にあらかじめ連絡しますが、しゅん工検査に際しましては、水圧をかけて待機していただくようお願いいたします。

なお、分水工事の場合における管末加工に当たりましては、HPPPE管末に容易に設置・取外しが可能な製品もありますので、詳細につきましては企業団までお問合せください。

水道利用加入金・設計審査手数料・工事検査手数料

令和元年 8 月 7 日

令和元年 10 月 1 日より消費税及び地方消費税率が 8% から 10% に変更されます。

給水装置工事に伴う水道利用加入金においても、下表のとおり、令和元年 10 月 1 日申請受付分から 10% の消費税率が適用されます。9 月下旬に申請されますと、申請内容に不備があった場合、9 月 30 日までに受付できないことも考えられますので、ご注意ください。

■水道利用加入金

水道利用加入金の額（税込）			
メーター口径		消費税率8%	消費税率10%
		(令和元年9月30日申請受付分まで)	(令和元年10月1日申請受付分から)
羽根車式	電磁式	(1給水装置につき)	(1給水装置につき)
13mm	-	108,000円	110,000円
20mm	-	226,800円	231,000円
25mm	-	432,000円	440,000円
40mm	-	1,404,000円	1,430,000円
50mm	-	2,160,000円	2,200,000円
75mm	-	5,292,000円	5,390,000円
100mm	50mm	9,072,000円	9,240,000円
150mm	75mm	19,224,000円	19,580,000円

口径変更の取扱い

口径変更の場合は、新旧口径の差額となります。

なお、減径される場合、既納の水道利用加入金については還付いたしません。

※口径変更の場合における差額の計算例（消費税率 10%）

既に 13mm のメーターを取り付けていて、20mm のメーターに増径する場合
20mm の水道利用加入金 231,000 円 - 13mm の水道利用加入金 110,000 円
= 121,000 円

一般住宅のメーター口径

現行基準では、一般住宅におけるメーター口径は 20mm 以上となります。13mm メーターを使用されている場合、建替えなどに伴う改造工事の際は、20mm に増径していただく必要があります。ただし、既設分岐口径が 13mm の場合に限り、条件により 13mm メーターの継続使用が可能です。詳細につきましては、給水課給水担当までお問い合わせください。

■設計審査手数料 申請 1 件につき 2,000 円

■工事検査手数料 1 戸（室）につき 2,500 円

■その他

※水道利用加入金及び各種手数料につきましては、給水方式などの条件により特殊な取扱いもございます。詳しくは、給水課給水担当までお問い合わせください。

※建替えなどによる改造工事において、止水栓が不良の場合や現行品でない（昭和 56 年以前に設置）場合は、止水栓の交換が必要です。

お問い合わせ先

坂戸、鶴ヶ島水道企業団 給水課給水担当
電話 049-283-1954